

市役所からの大事なお知らせ

2

軽自動車税にかかる税制改正について

平成 26、27 年度の税制改正により、平成 28 年度から原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車の税率が引き上げとなります。

ただし、三輪以上の軽自動車にあっては、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けるものから適用されます。

また、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪以上の軽自動車については、平成 28 年度から重課税率が適用となります。(動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。)

◆原付、125cc 以上のバイク、小型特殊車両などの車両

車種区分		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原付	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
軽二輪	125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
小型二輪	250cc 超	4,000 円	6,000 円
小型特殊	農耕作業用*	1,600 円	2,400 円
	その他	4,700 円	5,900 円

*小型特殊農耕作業用は、農耕用トラクター、乗用田植機、乗用刈取機、農業散布機及び国土交通大臣が定める特定機種に限られます。

◆三輪車・四輪車以上の車両

車種区分	平成 27 年度	平成 28 年度			
		平成 27 年 3 月 31 日以前に新規登録された車両	平成 27 年 4 月 1 日以後に新規登録された車両	最初の新規登録から 13 年を経過した車両	
三輪	3,100 円	3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	7,200 円	10,800 円
		営業用	5,500 円	5,500 円	6,900 円
	貨物	自家用	4,000 円	4,000 円	5,000 円
		営業用	3,000 円	3,000 円	3,800 円

さらに、平成 27 年中に新規登録された車両は、1 年目のみ、燃費基準の達成等により軽減税率によって賦課されます。

◆軽減を適用した場合の税率

車種区分	標準税率 (平成 27 年 4 月 1 日以後に新車新規登録された車)	グリーン化特例 (軽減税率) 平成 28 年度のみ			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
軽自動車	三輪のもので総排気量が 660cc 以下のもの	3,900 円	2,000 円	1,000 円	
	四輪以上のもの (総排気量が 660cc 以下のもの)	乗用	自家用	10,800 円	8,100 円
			営業用	6,900 円	5,200 円
	貨物	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円
		営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円

■問い合わせ先：税務課 市民税係 TEL: 474-1111 (内線 142 ~ 146)

- ① 農業委員会及び農地制度が変わります (農業委員会事務局)
- ② 軽自動車税にかかる税制改正について (税務課 市民税係)
- ③ 霜・低温注意報による畑かん給水施設の対応について (農政課 畑かん推進係)
- ④ 指定管理者が決定しました (総務課 行政改革推進係)
- ⑤ 奄美大島からは果物などの持出が禁止されています (農政課 農政係)
- ⑥ 柔道整復師 (整骨院・接骨院) の適正な受診にご協力ください! (保健課 国民健康保険係)
- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります (保健課 介護保険係)
- ⑧ 平成 28 年 4 月から市役所の組織が変わります (総務課 行政改革推進係)

1

農業委員会及び農地制度が変わります

農業委員会法が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から農業委員会の事務、農業委員の選出方法、農地制度等が新しくなります。

農業委員会の事務の重点化

農業委員会は、農地法に基づく権利異動等に関する許可業務のほか、農地利用の最適化の推進 (農地として農業上の利用の確保、効率化、高度化の促進) を行うこととなります。

農業委員の選出方法の変更

◆農業委員の公選制は廃止し、市町村長がその議会の同意を得て任命します。その際、市町村は農業者等に対し委員候補者の推薦等を求め、その結果を尊重しなければなりません。

◆農業委員の過半数は、原則として認定農業者でなければなりません。

※志布志市農業委員については、任期が平成 30 年 3 月 31 日までありますので、平成 30 年 4 月 1 日から新法が適用されます。

農地利用最適化推進委員の新設

農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱することとし、推進委員は担当区域において、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととなります。

農業会議が農業委員会ネットワーク機構に名称変更

知事または農林水産大臣は、農業委員会相互の連絡調整等の業務を適正かつ確実にを行うため、都道府県または全国に農業委員会ネットワーク機構として指定することができます。現在の農業会議又は全国農業会議所は機構に移行します。

農地制度が改正されます

◆農業生産法人から農地所有適格法人へ

農業の 6 次産業化を進めるため、法律上の名称変更及びその要件等 3 つの変更が行われます。

◆農地転用制度が変更されます。

農地転用の許可に際しては、農業委員会は都道府県知事等に意見を送付することが法律で定められています。今回の改正では、意見の送付の際にあらかじめ農業委員会ネットワーク機構の意見を聞くこととなります。その為、現在毎月 10 日を各種届出の締め切りとしていましたが、4 月から毎月末日で締め切ることとしました。

■問い合わせ先：農業委員会事務局 TEL 487-2111 (内線 302・303)